

資金管理業務規程の変更 新旧条文対照表(案)

【新】	【現行】
<p>&lt;略&gt;</p> <p>(再資源化預託金等の取戻し手続)</p> <p>第22条 資金管理センターは、法第78条第1項の規定に基づき、再資源化預託金等が預託されている自動車の所有者(以下この項において単に「所有者」という。)から当該再資源化預託金等の取戻しの申請書及び次項に規定する書類(以下この項において「申請書等」という。)の提出を受けたとき(次項(3)の場合にあつては、所有者から申請書等の提出を受け、かつ、国土交通大臣等から国土交通大臣が道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第15条の2第3項(同法第16条第6項及び第69条の2第5項の規定において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づき輸出抹消登録をし、自動車登録ファイルに記録をし、又は軽自動車検査ファイルに記録をしたことについて情報提供を受けたとき)は、当該自動車に係る再資源化預託金等を返還する。</p> <p>2 &lt;略&gt;</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>附則</b> この変更規定は、経済産業大臣及び環境大臣の変更認可があつた日(平成27年 月 日)から施行する。</p>	<p>&lt;略&gt;</p> <p>(再資源化預託金等の取戻し手続)</p> <p>第22条 資金管理センターは、法第78条第1項の規定に基づき、再資源化預託金等が預託されている自動車の所有者から当該再資源化預託金等の取戻しの申請書及び次項に規定する書類の提出を受け、かつ、当該自動車が道路運送車両法第2条第5項に規定する運行の用に供しないことその他の理由により自動車登録ファイルへの登録又は自動車検査証の交付を受けることを要しない自動車でない場合については道路運送車両法第15条の2第3項(同法第16条第7項又は第69条の2第5項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により輸出抹消登録をした旨を国土交通大臣等から情報提供を受けた場合において、当該自動車に係る再資源化預託金等を返還する。</p> <p>2 &lt;略&gt;</p> <p>&lt;略&gt;</p>